

○黒部市下水道条例施行規則

平成18年 3月31日

黒部市規則第115号

改正 平成19年 3月30日規則第15号

平成22年 3月 5日規則第 3号

平成22年12月17日規則第29号

平成24年 6月22日規則第15号

平成25年 2月 7日規則第 1号

平成26年 3月31日規則第 9号

平成28年 2月 8日規則第 3号

令和元年10月 9日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、黒部市下水道条例(平成18年黒部市条例第163号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用月の始期及び終期)

第2条 条例第4条第8号に規定する使用月の始期及び終期は、次のとおりとする。

- (1) 水道水を使用した場合は、量水器の点検日の翌日を始期とし、次回の点検日を終期とする。水道水と水道水以外の水を併用している場合も同様とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、月の初日を始期とし、その末日を終期とする。

(排水設備の共同設置)

第3条 土地又は家屋の状況により単独で排水設備を設置することができないときは、数人が共同して設置することができる。この場合において、その排水設備に関する義務については、連帯責任を負わなければならない。

(排水設備の固着箇所等)

第4条 条例第5条の2第2号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、公共ます等の接続孔に、管底高に食違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出ないように接続し、水密性を保つように仕上げをすること。
- (2) 前号の方法により難い特別の事由があるときは、市長の指示を受けること。

(排水設備等の工事の確認)

第5条 条例第6条の規定により排水設備等の工事の確認を受けようとする者は、排水設備新設(増築・改築)計画確認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見取図 方位、道路及び目標となる地物を表示し、工事施工地及び隣接地を明示すること。

- (2) 平面図 縮尺100分の1以上(やむを得ない場合、300分の1以上)とし、次の事項を表示すること。
- ア 縮尺、方位、工事施工地の境界及び面積
 - イ 道路、建物、水道、井戸、台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設の位置
 - ウ 排水管の位置、大きさ、勾配及び延長
 - エ まずその他附属装置の種類、位置及び大きさ
- (3) 縦断面図 縮尺は、横は平面図に準じ、縦は、10分の1程度(やむを得ない場合、50分の1以上)とし、排水管の大きさ、勾配並びに地表及び管渠の高さを表示すること。
- (4) 構造図 阻集器、ポンプ施設等の特別な施設を設置する場合に限る。
- (5) 承諾書 他人の土地又は排水設備を使用する場合に限る。
- (6) 工事見積内訳書 水洗便所等改造資金融資あっせんを申し込む場合に限る。
- (7) ディスポーザを設置する場合
- ア 第7条第7号に規定する適合評価書の写し
 - イ 装置の仕様書の写し
 - ウ 設置箇所の図面及び工事に係る必要な資料で市長が提出を求めた図書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類
- (平22規則3・一部改正)
- (排水設備等の工事完了届等)

第6条 条例第7条第1項に規定する排水設備等の工事が完了した場合は、速やかに完了図を市長に提出しなければならない。なお、ディスポーザ設置の場合は、併せて設置状況写真を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第7条第2項に規定する排水設備等の検査済証票の様式は、様式第2号による。
- (平22規則3・一部改正)
- (排水設備の構造及び設計基準)

第7条 排水設備の構造及び設計基準は、次のとおりとする。ただし、建物、土地その他の状況によりその必要がないと市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 排水管
- ア 排水管の構造は、暗渠とすること。
 - イ 排水管の勾配は、特別の場合を除き、次の表のとおりとすること。

| 排水管の内径(単位mm) | 勾配 |
|--------------|--------------------|
| 75 | 100分の3以上 |
| 100 | 100分の2以上100分の10未満 |
| 125 | 100分の1.7以上100分の8未満 |

| | |
|-----|----------------------|
| 150 | 100分の1.5以上100分の6.5未満 |
| 200 | 100分の1.2以上100分の4.5未満 |

ウ 排水管の土かぶり、私道内では45センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上を基準とすること。

(2) ます

ア 暗渠の起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは管種を異にする接続箇所又は勾配が著しく変化する箇所には、ますを設置すること。ただし、清掃又は検査の容易な場所には、枝付管又は曲管を用いることができる。

イ 暗渠の直線部には、その管径の120倍以内の間隔にますを設置すること。

ウ ますは、内のり寸法15センチメートル以上の円形又は角形とし、合成樹脂成型品又は鉄筋コンクリート造り成型品を使用すること。

エ ますの底部は、これに集合又は接続する排水管の内径に応じインバートを設けること。

オ ますには合成樹脂成型品又は鋳鉄製の密閉ふたを取り付けること。

(3) ごみよけ装置

台所、浴場、洗濯場等の汚水流出口には、固形物の流下を止めるため、目幅8ミリメートル以下のストレーナを設けること。

(4) 防臭装置

水洗便器、浴場、流し場等の汚水流出箇所には、トラップ又は防臭ますを取り付けること。トラップの封水がサイフォン作用又は逆圧によって破られるおそれがあるときは、通気管を設けること。

(5) 阻集器

油脂、ガソリン、土砂その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質若しくは危険な物質を含む下水を公共下水道に排除する場合は、汚水流出口等に阻集器を設けること。

(6) ポンプ施設

地下室その他下水の自然流下が充分でない場所における排水は、ポンプ施設を設けてしなければならない。ただし、ポンプ施設は、下水が逆流しないような構造で、かつ、臭気の発生防止等適切な維持管理対策が講じられていなければならない。

(7) ディスポーザ

ア ディスポーザの設置場所及びその用途は、一般家庭における家事用、事業、営業活動等に使用する場合とする。

イ ディスポーザは、社団法人日本下水道協会に登録しているディスポーザ規格適合評価機関において適合評価を受けているものであること。ただし、市長が特に認めた場合については、その限りではない。

ウ 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定めるディスプレイの設置に関する基準の細目に適合すること。

(平22規則3・一部改正)

(排水設備等の軽微な工事)

第8条 条例第8条第1項の規則で定める軽微な工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) ますのふたの取替工事その他これに類する工事
 - (2) 防臭装置その他排水設備等の附属装置の修繕工事その他これらに類する工事
- (指定の更新)

第8条の2 条例第8条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間が満了する日前30日までに、下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第3号)に条例第8条の2第3項各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- 2 前項の書類のうち、条例第8条の2第3項第1号、第3号及び第5号の書類は、それぞれ誓約書(様式第3号の2)、営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第3号の3)及び機械器具を有することを証する書類(様式第3号の4)によるものとし、同項第4号の書類には、専属する責任技術者であることを確認できる書類を添付するものとする。

(指定の申請)

第8条の3 条例第8条の2第2項の申請は、下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第3号)により行うものとし、条例第8条の2第3項各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- 2 条例第8条の2第3項の書類は、前条第2項に規定する様式及び書類とする。

(機械器具)

第8条の4 条例第8条の3第1項第2号の規則で定める機械器具は、次に掲げるものとする。

- (1) 金切り鋸その他の管の加工用の機械器具
- (2) セットハンマーその他の管の布設用の機械器具
- (3) レベルその他の測量用の機械器具
- (4) バリケードその他の保安用の機械器具
- (5) バックホーその他の掘削用の機械器具
- (6) トラックその他の土砂運搬用の車両

(指定工事店証の様式)

第8条の5 市長は、条例第8条の5第1項の規定により、下水道排水設備指定工事店証(様式第3号の5)を交付するものとする。

(指定工事店証の書換交付申請)

第8条の6 指定工事店は、条例第8条の5第1項の規定により交付された指定工事店証の記載事項に

変更を生じたときは、直ちに下水道排水設備指定工事店証書換交付申請書(様式第3号の6)に変更の事実を証する書類及び当該指定工事店証を添えて、これを市長に提出し、当該指定工事店証の書換交付を受けなければならない。

(指定工事店証の再交付申請)

第8条の7 指定工事店は、条例第8条の5第1項の規定により交付された指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第3号の7)に、個人にあっては住民票の写しを、法人にあっては定款、寄附行為及び登記簿の謄本を添え、指定工事店証を損傷したときは当該指定工事店証を添えて、これを市長に提出し、指定工事店証の再交付を受けなければならない。

(平24規則15・一部改正)

(遵守事項)

第8条の8 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- (2) 工事は、適正な工事費で施工し、また、工事契約は原則として書面により、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (5) 工事は、条例第6条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けた後に着手すること。
- (6) 工事は、責任技術者の技術上の管理下においてでなければ設計及び施工しないこと。
- (7) 条例第7条第1項に規定する検査の結果、不良と認められた箇所は、市長の指定する期間に改修すること。
- (8) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- (9) 災害等緊急時に、排水設備等の復旧に関して市長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。

(変更の届出)

第8条の9 条例第8条の7の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定工事店の名称若しくは所在地又は法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法人にあっては、その役員の氏名
- (3) 専属する責任技術者の氏名

2 条例第8条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに下水道排水設備指定工事店変更届出書(様式第3号の8)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあっては住民票の写し及び指定工事店証、法人にあっては定款、寄附行為及び登記簿の謄本並びに指定工事店証
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、登記簿の謄本及び誓約書(様式第3号の2)
- (3) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、責任技術者証の写し及び専属する責任技術者であることを確認できる書類

(平24規則15・一部改正)

(廃止等の届出)

第8条の10 条例第8条の7の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業の廃止、休止又は再開後、直ちに下水道排水設備指定工事店廃止(休止・再開)届出書(様式第3号の9)を市長に提出しなければならない。この場合において、事業の廃止の届出書には、指定工事店証を添付しなければならない。

(事務連絡会)

第8条の11 市長は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

- 2 指定工事店又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席するよう努めるものとする。

(除害施設の設置等の届出)

第9条 条例第9条の2に規定する除害施設の設置又は変更の届出は、除害施設設置(変更)届出書(様式第4号)により行うものとし、休止又は廃止の届出は、除害施設廃止(休止)届出書(様式第5号)により行うものとする。

- 2 前項の除害施設設置(変更)届出書に記載すべき事項については、下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第8条第3項第2号から第6号までの規定を準用する。この場合において、同項第2号及び第3号中「特定施設」とあるのは「除害施設に係る汚水を排出する施設」と、同項第3号及び第6号中「特定事業場」とあるのは「工場又は事業場」と、同項第4号中「汚水の処理施設」とあるのは「除害施設」と読み替えるものとする。

(除害施設管理責任者の選任及び業務)

第9条の2 除害施設を新設した者は、当該施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設管理責任者を選任し、除害施設管理責任者選任届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する除害施設管理責任者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 除害施設の操作及び維持管理に関すること。
- (2) 除害施設から排除する下水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 除害施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。

(除害施設の設置義務の適用除外)

第10条 条例第9条第2項に規定する規則で定める項目又は物質及び下水の量は、次の表のとおりとする。

| 項目又は物質 | 下水の量 |
|--------------------------------------|----------------------------------|
| 1 生物化学的酸素要求量 | 1日当たりの平均的な排出量50m ³ 未満 |
| 2 浮遊物質 | |
| 3 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量) | |
| 4 フェノール類 | |
| 5 鉄及びその化合物(溶解性) | |
| 6 マンガン及びその化合物(溶解性) | |
| 7 弗素化合物 | |

(水質の測定等)

第11条 条例第10条の規定による水質の測定は、次により行わなければならない。

- (1) 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に定める検定方法によること。
 - (2) 測定の回数は、温度又は水素イオン濃度については排水の期間中1日1回以上、その他の項目又は物質については1月を超えない排水期間ごとに1回以上とする。
 - (3) 測定は、除害施設の排出口ごとに他の排水による影響の及ばない地点で行うこと。
- 2 水質の測定の結果は、除害施設水質測定記録表(様式第7号)により記録し、5年間保存しなければならない。

(使用開始等の届出等)

第12条 条例第13条に規定する下水道の使用開始等に関する届出は、下水道使用開始(休止・廃止・再開)届(様式第8号)によらなければならない。

- 2 前項の届出のないときは、使用開始等の期日は、市長が認定する。

(平19規則15・一部改正)

(使用者の変更の届出)

第13条 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者は、速やかに、下水道使用者変更届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(平19規則15・一部改正)

(一時使用の届出)

第14条 下水道を一時使用しようとする者は、その使用開始前2日までに下水道一時使用開始(廃止)届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。一時使用を廃止したときも同様とする。

(平19規則15・一部改正)

(使用料の徴収)

第15条 使用者は、使用料を翌月10日までに納入しなければならない。

2 市長は、次に該当する場合は、2使用月分以上の使用料を一括して徴収することができる。

(1) 積雪等で、水道水の使用量を計測できなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市が必要と認めたとき。

(使用水量の認定基準)

第16条 条例第15条第2項第2号に規定する水道水以外の水を使用したときの使用水量の認定は、次に定めるところによる。ただし、計測装置を設置して行う場合は、この限りでない。

| 区分 | 水道水以外の水のみを使用した場合の使用水量 | 水道水と水道水以外の水を併用した場合の使用水量 |
|-------------|--|---|
| 家事にのみ使用 | 1 1世帯1人 10m ³ 2 1世帯2人 18m ³ 3 1世帯3人 25m ³ 4 1世帯4人 31m ³ 5 1世帯5人 37m ³ 6 1世帯6人 42m ³ 7 1世帯7人 47m ³ 8 1世帯8人 51m ³ 9 8人を超える場合、1人増すごとに2m ³ を加算する。 | 水道水以外の水のみ使用した場合の使用水量とする。ただし、水道水の使用水量が、水道水以外の水のみ使用した場合の認定使用水量以上であるときは、水道水の使用水量とする。 |
| 家事及び家事以外に使用 | 使用者の世帯人口、業態、揚水設置、使用状況その他の事実を考慮して使用水量を認定する。 | 水道水以外の水のみ使用した場合の認定使用水量と水道の使用水量を合算する。 |

2 条例第15条第2項第5号に規定する内山音沢処理区の使用水量の認定は、次に定めるところによる。

内山音沢処理区

| 区分 | 家事用として水を使用した場合の使用水量 |
|---------|--|
| 家事にのみ使用 | 1 1世帯1人 10m ³ 2 1世帯2人 18m ³ 3 1世帯3人 25m ³ 4 1世帯4人 31m ³ 5 1世帯5人 37m ³ 6 1世帯6人 42m ³ 7 1世帯7人 47m ³ |

| | |
|-------------|--|
| | 8 1世帯8人 51m ³ |
| | 9 8人を超える場合、1人増すごとに2m ³ を加算する。 |
| 家事及び家事以外に使用 | 使用者の世帯人口、業態、揚水設置、使用状況その他の事実を考慮して使用水量を認定する。 |

3 前2項の使用水量の認定基準の根拠となる世帯人員数は、使用月の前月の末日(以下「基準日」という。)において住民基本台帳に記載された人数とする。ただし、基準日において住民基本台帳に記載された人数と実際の世帯人員数が異なる場合は、市長が別に定めるところにより、当該世帯人員数を認定することができる。

(平22規則29・平28規則3・一部改正)

(計測装置の管理)

第17条 条例第15条第2項第2号により計測装置を取り付けた場合において、使用者がその装置を破損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(計測装置の故障等による使用水量の認定)

第18条 計測装置の故障等により計量不能となり使用水量が特定できない場合には、前年の同期間において使用された水量(以下「実績使用水量」という。)をもって使用水量とする。

2 前項の場合において、実績使用水量により難しいときは、直近3回の計量による平均使用水量をもって使用水量とする。

3 前2項の使用水量がない場合は、計測装置取付け後の10日以上の間において使用された平均日割水量に認定の対象となる日数を乗じて得られる水量をもって使用水量とする。

(平25規則1・追加)

(汚水排除量の申告)

第19条 条例第15条第2項第4号に規定する申告書は、汚水排除量申告書(様式第11号)によらなければならない。

(平25規則1・旧第18条繰下)

(使用料等の減免等)

第20条 条例第16条の規定により使用料等の減免又は徴収の猶予を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者
- (2) 天災その他の災害を受け支払能力がないと認められた者
- (3) 水道水が公共汚水柵へ流入しないと認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認められた者

2 前項第3号の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、その流入しない水量を計測する装置(以下「控除メータ」という。)を設置しなければならない。

- 3 条例第16条の規定により使用料等の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、下水道使用料等減免(徴収猶予)申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適否を決定してその結果を下水道使用料等減免(徴収猶予)決定通知書(様式第13号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 5 前2項の規定により使用料等の減免又は徴収の猶予を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(平19規則15・一部改正、平25規則1・旧第19条繰下、平26規則9・一部改正)

(控除メータの設置等届出)

第20条の2 前条第2項に規定する控除メータの設置又は交換並びに廃止をしようとする者は、控除メータ設置等申請書(様式第14号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をしたときは、控除メータ設置等許可書(様式第15号)を申請者に交付するものとする。
- 3 設置する控除メータは、計量法(平成4年法律第51号)の規定に適合するものとする。
- 4 控除メータの設置又は交換に要する費用は、申請者の負担とし、使用に当たっては、当該控除メータを適正に管理しなければならない。

(平26規則9・追加)

(行為の許可)

第21条 条例第18条の許可を受けようとする者は、物件設置(変更)許可申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適否を決定してその結果を物件設置(変更)決定通知書(様式第17号)により、当該申請者に通知するものとする。

(平25規則1・旧第20条繰下、平26規則9・一部改正)

(占用の許可)

第22条 条例第20条に規定する占用の許可を受けようとする者は、公共下水道占用許可申請書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適否を決定してその結果を公共下水道占用決定通知書(様式第19号)により、当該申請者に通知するものとする。

(平25規則1・旧第21条繰下、平26規則9・一部改正)

(公共ます及び取付管の設置基準)

第23条 条例第22条の規定による公共ます及び取付管の設置基準は、次のとおりとする。

| 区分 | 公共ますの数 | 取付管の数 | 取付管の内径 | 備考 |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|--------|-----------|
| 500m ² 未満 | 1箇所 | 1本 | 150mm | |
| 500m ² 以上 | 500m ² を超える部分 | 500m ² を超える部分 | 150mm | 建物の配置、その他 |

| | | | |
|--|-----------------------------------|--|---|
| | については500m ² ご とに1箇所 | については500m ² ご とに150mm管1本 | の事由により取付管 を1本としなければ ならない場合は、排 水量、勾配等を考慮 して取付管を適宜決 定する。 |
|--|-----------------------------------|--|---|

(平25規則1・旧第22条繰下)

(公共ます及び取付管の新設申請等)

第24条 前条に規定する設置基準を超えて公共ます及び取付管の新設等を行う者は、公共ます及び取付管新設申請書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請をした者は、新設等に要する費用の全部を、市長の指定した施工者に支払わなければならない。

(平25規則1・旧第23条繰下、平26規則9・一部改正)

(排水設備等の清掃)

第25条 使用者は、排水設備等を毎月1回以上清掃し、常に清潔にしなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、使用者に対して清掃を命ずることができる。

(平25規則1・旧第24条繰下)

(排水設備等の認定)

第26条 従来の排水施設で、第7条に規定する基準に適合しているものを排水設備として使用しようとする者は、排水設備認定申請書(様式第21号)を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類については第5条第1項各号の規定を準用し、認定については条例第7条の規定を準用する。

(平25規則1・旧第25条繰下、平26規則9・一部改正)

(届出の準用)

第27条 黒部市水道給水条例(平成18年黒部市条例第189号)の規定により水道の使用の開始、中止、若しくは廃止又は使用者の変更の届出をした者は、その届出をした事項について公共下水道に関してもこれを届け出たものとみなす。

(平25規則1・旧第26条繰下)

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平25規則1・旧第27条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の黒部市下水道条例施行規則(平成3年黒部市規則第17号)、宇奈月町下水道条例施行規則(昭和61年宇奈月町条例第5号)又は宇奈月町排水設備指定工事店に関する規則(平成10年宇奈月町規則第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月5日規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月17日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条第1項及び第2項で定める使用水量の認定基準については、平成27年度までに限り、次の各表に定めるものとする。

| 区分 | 水道水以外の水のみを使用した場合の使用水量 | 水道水と水道水以外の水を併用した場合の使用水量 |
|-------------|--|---|
| 家事にのみ使用 | 1 1世帯1人 10m ³ 2 1世帯2人 17m ³ 3 1世帯3人 23m ³ 4 1世帯4人 29m ³ 5 1世帯5人 35m ³ 6 1世帯6人 40m ³ 7 1世帯7人 47m ³ 8 1世帯8人 51m ³ 9 1世帯9人 53m ³ 10 1世帯10人 55m ³ | 水道水以外の水のみ使用した場合の使用水量とする。ただし、水道水の使用水量が、水道水以外の水のみ使用した場合の認定使用水量以上であるときは、水道水の使用水量とする。 |
| 家事及び家事以外に使用 | 使用者の世帯人口、業態、揚水設置、使用状況その他の事実を考慮して使用水量を認定する。 | 水道水以外の水のみ使用した場合の認定使用水量と水道の使用水量を合算する。 |

この表に定める世帯以外の使用水量は別に市長が定める。

3 内山音沢処理区の家事用については、平成27年度までに限り、次の表に定めるものとする。

内山音沢処理区

| 区分 | 家事用として水を使用した場合の使用水量 | |
|-------------|--|----------------------------|
| | 平成23年度以降 | 平成25年度以降 |
| 家事にのみ使用 | 1 1世帯1人 10m ³ | 1 1世帯1人 10m ³ |
| | 2 1世帯2人 18m ³ | 2 1世帯2人 18m ³ |
| | 3 1世帯3人 25m ³ | 3 1世帯3人 25m ³ |
| | 4 1世帯4人 31m ³ | 4 1世帯4人 31m ³ |
| | 5 1世帯5人 34m ³ | 5 1世帯5人 36m ³ |
| | 6 1世帯6人 38m ³ | 6 1世帯6人 40m ³ |
| | 7 1世帯7人 42m ³ | 7 1世帯7人 44m ³ |
| | 8 1世帯8人 45m ³ | 8 1世帯8人 48m ³ |
| | 9 1世帯9人 49m ³ | 9 1世帯9人 51m ³ |
| | 10 1世帯10人 52m ³ | 10 1世帯10人 54m ³ |
| 家事及び家事以外に使用 | 使用者の世帯人口、業態、揚水設置、使用状況その他の事実を考慮して使用水量を認定する。 | |

この表に定める世帯以外の使用水量は別に市長が定める。

附 則(平成24年6月22日規則第15号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年2月7日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年2月8日規則第3号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の下水道条例施行規則第16条第3項並びに第2条の規定による改正後の農業集落排水処理施設条例施行規則第10条第3項及び第11条第2項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月9日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。